

第1回宮崎県教科用図書選定審議会 会議概要

1 日時

令和5年4月21日（金） 午前10時から正午まで

2 場所

宮崎県防災庁舎 防74、75号室

3 出席者

(1) 委員（18名出席）

木村淳子委員、黒木倫徳委員、南真紀子委員、須見かおる委員、山之口晃一郎委員
上杉可奈子委員、仲本裕子委員、三輪正憲委員、黒木知佳委員、疋田雅樹委員
川口直委員、中野敬委員、立元真委員、田宮昌子委員、香川健二委員
矢野三千宏委員、松本祐子委員、望月美香委員

(2) 事務局

教育次長（教育振興）
義務教育課長、義務教育課課長補佐
義務教育課主幹（義務教育・学力向上第一、第二担当）
義務教育課副主幹（義務教育・学力向上第一担当）
義務教育課指導主事（義務教育・学力向上第一、第二担当）
特別支援教育課長、特別支援教育課課長補佐兼主幹
特別支援教育課指導主事（指導担当）

4 議事内容

- (1) 県教育委員会あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 教科用図書選定審議会について
- (4) 会長及び副会長選出
- (5) 会長及び副会長あいさつ
- (6) 議事

ア 諮問

- ① 小学校及び中学校（県立以外）、並びに義務教育学校用教科用図書について
- ② 県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について
- ③ 小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級用教科用図書について
- ④ 特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について
- ⑤ 採択の公正性、透明性について

イ 質疑

- (7) 今後の審議会開催計画
- (8) その他

5 要旨

- 義務教育課課長補佐が、本審議会の役割等について説明した。
- 委員の互選により、立元真委員が会長、黒木倫徳委員が副会長として、選任された。
- 義務教育課長が、県教育委員会から本審議会への諮問事項について説明を行い、質疑応答が行われた。
- 義務教育課主幹（義務教育・学力向上第二担当）が諮問事項1、2、5の答申作成の考え方について、特別支援教育課課長補佐が諮問事項3、4の答申作成の考え方について、それぞれ説明し、審議が行われた。

6 主な質疑内容

(1) 諮問事項について

<小学校及び中学校（県立以外）、並びに義務教育学校用教科用図書について>

Q： 「採択の基準」、「調査研究の観点」はとても重要な要素になると考えます。どのような意図で、この基準、観点になったのか補足説明をお願いします。

A： 採択の基準につきましては、前回小学校の採択替えが行われたときの基準を参考にして設定しています。

学習指導要領において重要視されている、子どもたちが「何ができるようになるか」そして「どのように学ぶか」という視点を考慮し、基準、観点を作成しました。

<県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について>

Q： 特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科書については、毎年採択ができることになっていますが、どのような流れで採択が進むのでしょうか。

A： 採択の流れにつきましては、各特別支援学校において、それぞれ校内に教科用図書選定委員会を設置し、学校の実情や児童生徒の実態に合わせて具体的な基準や観点を設定し、審議をします。

次に、各学校から希望する教科用図書について県教育委員会に申請をします。県教育委員会では、各学校から申請のあった、希望教科用図書について審査を行い、学校ごとに教科用図書を採択します。

なお、小学校及び中学校と同じ教科用図書を使用する場合は、流れ図の右下にあります採択地区内にある採択地区協議会において選定された教科用図書と同一の教科用図書を使用します。

<採択の公正性、透明性について>

Q： 諮問事項5の「積極的な公表」に関して、「開かれた採択の一層の推進」との説明がありましたが、非公開で進めている本会の、どの範囲が公表されるのでしょうか。

A： 本会の冒頭で確認をしましたが、県としては、

- ・選定審議会委員及び専門調査員の名簿
- ・研究資料
- ・選定審議会における議事の概要

などを9月1日に県教育委員会のホームページに公開します。

Q： 教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すことが求められているというのですが、教科用図書選定審議会のもとに置く「専門調査員」を選任する際に、教科書発行者との関係について、留意されることなどあるのでしょうか？

教科書採択の公正性・透明性の確保を徹底するため、専門調査員を依頼する全員を対象に、教科書発行者との関係を問うチェックリストを活用し、公正確保に万全を期すよう努めているところです。

(2) その他

意見： 県教育委員会が指導助言等を行うことになる各採択地区市町村教育委員会への情報提供についての意見です。

今年度は、採択替えの年であり、採択地区協議会でも準備を進めているところであると思います。

資料の14ページにもありますように、適切な指導・助言・援助をお願いしたいと思います。

<電子教科書について>

Q： 今後、教科書の電子化はあるのでしょうか。

A： 令和6年度から「英語」でデジタル教科書が先行導入されることになっています。

<事務局から>

第2回の審議会は、5月26日（金）に行う予定です。内容については、専門調査員による調査研究の報告をさせていただいた上で、事務局が作成した答申案について審議していただく予定です。